

玉東町地球温暖化対策実行計画事務事業編(令和8年度～令和12年度)

令和8年度～令和12年度

(2026年度～2030年度)

玉東町

【計画履歴】

第1期計画 平成14年3月策定 4月1日運用開始

第2期計画 平成19年8月策定 9月1日運用開始

第3期計画 令和3年3月策定 4月1日運用開始

目次

- 第1章 基本的事項
 - 1. 目的
 - 2. 対象範囲
 - 3. 対象とする温室効果ガス
 - 4. 計画期間
- 第2章 CO₂の排出状況
 - 1. 直近(令和2年度(2020年度))のCO₂排出量
- 第3章 CO₂削減目標
 - 1. 背景
 - 2. 基準年度及び目標年度
 - 3. CO₂削減目標
- 第4章 目標達成に向けた取組み
 - 1. 方針
 - 2. 具体的取組み
- 第5章 進行管理
 - 1. 推進体制
 - 2. 進行管理(PDCA)
 - 3. 公表

第1章 基本的事項

1. 目的

玉東町地球温暖化対策実行計画事務事業編(以下、「計画」)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」)第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減の措置に関する計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))として策定します。

玉東町では本計画に基づき、事務事業による温室効果ガス排出量の削減に向けて節電や省エネ等を推進します。

特に、令和 5 年 5 月に供用開始した役場新庁舎は、市町村役場では全国初の『ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)』認証を取得しており、これは玉東町が先進的な取り組みを通じて脱炭素社会の実現に貢献する姿勢を示すものです。

2. 対象範囲

計画の対象範囲は玉東町が行う事務事業のすべてとします。

計画の対象となる施設及び公用車は表 1, 2のとおりです。

なお、前回計画で対象となった観光案内所ふらっとぎょくとう及びゆめステーションこのについては、施設の用途変更や現在の利用状況を鑑み、本計画の対象施設から除外します。

表 1 計画の対象施設

部 局	主管課	施設・設備
町長部局	総務課	玉東町役場事務棟 交流サロン 木葉駅前 年の神公園 役場駐車場(外灯)
	産業振興課	農産加工センター
	保健介護課	保健センター
教育委員会		木葉小学校 山北小学校 玉東中学校 玉東町学校給食共同調理場 玉東町営グラウンド 玉東町武道館

表 2 計画の対象となる公用車

部 局	主管課	公用車
町長部局	総務課	ノア(町長車) 青パト(防犯パトロール車) プリウス(黒)

部 局	主管課	公用車
		プリウス(銀) デリカ(消防指令車)
	建設課	軽トラ(ホンダ) 軽トラ(スズキ) タント ジムニー プロボックス エブリィ
	産業振興課	アトレー
	保健こども課	マーチ ウイングロード コースター(町内循環バス) リエッセII(町内循環バス) ソリオ ADバン(母子保健指導車) エッセ(3111) エッセ(3112) ミラ(881) エッセ(4730) ミライース(6089) ムーブ(1941)
	町民生活課	パッカー車 EKスペース ダンプ(ゴミ収集車) トラック(ゴミ収集車) ムーブ(2223) 軽ダンプ(ごみ戸別収集車) その他
教育委員会		ソリオ(5039) ムーブ(1943) クリッパー デュトロ(給食配送車)

3. 対象とする温室効果ガス

計画で対象とする温室効果ガスは温対法第2条第3項に規定されるもののうち、事務事業による温室効果ガス排出量の8～9割を占める二酸化炭素(以下、「CO2」)のみとします。

表3 計画で対象とする温室効果ガス

ガス種類	発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO2)	化石燃料(ガソリン、灯油、軽油、LPガス等)の燃焼等	1
メタン(CH4)	公用車の走行等	25
一酸化二窒素(N2O)	公用車の走行等	298

4. 計画期間

計画期間を令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

第2章 CO2の排出状況

1. 直近(令和2年度(2020年度))のCO2排出量

町の事務事業に電気、公用車(ガソリン)、ガス等による直近(令和2年度(2020年度))のCO2排出量は表4のとおりです。

表4 直近(令和6年度(2024年度))のCO2排出量

要因	単位	消費量(A)	排出量 電力(A×B) 他(A×B×C) (kg-CO2)	割合(%)	排出係数(B)	単位発熱量(C)
電力	kWh	1,022,646	444,851	85%	※1 0.435 (kg-CO2/kWh)	1
化石燃料	ガソリン	4,658	10,666	2%	0.0687	※2 0.0671 (kg-CO2/MJ)
	軽油	13,344ℓ	34,917	7%	6.9	0.0687 (kg-CO2/MJ)
	灯油	72ℓ	180.20	0%	0.1	0.0679 (kg-CO2/MJ)
	LP	11,61	34,830	7%	0.2	0.0598 (kg-

要因	単位	消費量 (A)	排出量 電力(A×B) 他 (A×B×C) (kg-CO2)	割合 (%)	排出係数(B)	単位発熱量 (C)
	G	0kg				CO2/MJ)
二酸化炭素 排出量合計			525,444	100		

※1 電力の排出係数は令和4年に公表された九州電力の実排出係数を使用

※2 表に示した排出係数(B)は、炭素をCO₂に換算した数値

例:ガソリン排出係数(炭素)0.0183×44/12=0.0671

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、各公共施設や公用車の利用が制限されていたため、エネルギー使用量が例年より少なかったことが推測されます。

2. CO₂ 排出量の構成

基準年度のCO₂排出量を排出要因別に見ると、電気使用に伴うものが全体の約90%を占めています。次いで公用車の使用(軽油及びガソリン)が約10%を占めています。

したがって、電気使用量の削減に向けた行動や電気設備の更新及び、公用車使用時のエコドライブを推進や低燃費車両の調達等が、CO₂削減に向けて特に有効であると考えられます。

図1 令和2年度(2020年度)のCO₂排出量の構成

(※図はテキストでは表現できませんが、元の計画の構成を踏襲します。)

第3章 CO₂ 削減目標

1. 背景

国は、令和2年(2020年)10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、令和3年(2021年)4月に開催された気候サミットでは2030年度の削減目標について、2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明しました。

また、熊本県は、令和元年(2019年)12月に国に先駆けて「2050年までに『県内CO₂排出実質ゼロ』を目指す」ことを宣言し、令和3年(2021年)7月に策定された第六次熊本県環境基本計画では2030年度の温室効果ガス削減目標をΔ50%に引き上げました。

玉東町を含む熊本連携中枢都市圏では、令和3年(2021年)3月に全国初の共同策定の地方公共団体実行計画(区域施策編)となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030年度までに2013年度比で40%削減する目標を掲げました。

さらに、熊本連携中枢都市圏は2020年1月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを共同宣言しています。

これらの動向を踏まえ、玉東町においても脱炭素社会の実現に向け、より一層の温室効果ガス排出量削減に取り組む必要があります。

2. 基準年度及び目標年度

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画や国及び県の計画を踏まえ、CO₂排出量の評価に当たり基準となる年(基準年度)及び目標となる年(目標年度)は、以下のとおりとします。

なお、令和2年度(2020年度)は例年よりCO₂排出量が少なかったことが推測されます。

【基準年度】 令和2年度(2020年度)

【目標年度】 令和12年度(2030年度)

3. CO₂削減目標

2030年度のCO₂削減目標は基準年度(令和2年度(2020年度))比50%削減とします。

第4章 目標達成に向けた取組み

1. 方針

世界各国が持続可能な社会づくりとして標榜する脱炭素社会は、玉東町においても地域振興策の一環に位置づけられるものです。そこで、事業者や一般家庭の模範となるよう、全職員が同じ認識をもって必要な取組みを推進します。また、毎年度取組結果を把握、評価し、改善策を講じると共に取組状況を公表します。

特に、令和5年5月に供用開始した役場新庁舎が、市町村役場では全国初の『ZEB』認証を取得したことは、玉東町が先進的な技術と取組みにより、事務事業における温室効果ガス排出量削減を強力に推進する姿勢を示すものです。

2. 具体的取組み

【毎日の行動】

照明器具、空調機器、給湯設備、事務機器、車両の適切な使用と管理について、毎日の具体的取組みを以下のように定めます。

5 計画期間中の取組み

項目	具体的取組内容
照明	・事務室、会議室、トイレ等各部屋のコマメな消灯：全職員 ・町民サービスに支障がない範囲で昼休みの消灯：担当職員 ・退庁時の完全消灯：全職員
冷暖房	・空調の適切な使用(室温目安夏27℃、冬20℃)：担当職員 ・クールビズやウォームビズの推進：全職員

項目	具体的取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器フィルターの清掃：担当職員 ・窓の開閉やブラインド、カーテンの適切な使用：全職員
事務機器(全職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時 PC の電源 OFF ・事務機器の省エネモードでの使用
その他(全職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイボトルの持参 ・給湯器やポット利用の合理化 ・節水行動の推進 ・資源ごみについては分別回収、再資源化
エコドライブ(全職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・急加速、急発進をしない ・無用なアイドリングやエアコンの過度な使用をしない ・経済速度(等速での走法や車間距離の確保)運転の励行 ・不要な物は積載しない ・適正な空気圧での使用

【機器の更新】

設備、備品など調達管理部局により以下のことを行います。

- 照明器具の LED 化推進
 - 玉東町武道館の LED 化
 - 保健センターの LED 化
- EV など低燃費自動車への転換
- 給湯機の電化推進
- エネルギー使用量が大きな設備や機器の洗い出しと更新検討
- 太陽光発電設備の設置検討
- 再生可能エネルギー由来電力の導入検討

【定量的な目標設定】

2030 年度の CO2 排出量 50%削減(基準年度(令和 2 年度)比)の達成に向けて、以下の目標を設定し、取り組みを推進します。

- **電力使用量削減目標：**
基準年度(令和 2 年度)と比較して、令和 12 年度(2030 年度)までに電力使用量を 50%削減します。
- 1. 玉東町武道館の LED 化による CO2 削減見込み量

削減見込み電力使用量: 5,405 kWh

電力排出係数: 0.435 kg-CO₂/kWh

$5,405 \text{ kWh} \times 0.435 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh} = 2,351.175 \text{ kg-CO}_2$

- 2. 保健センターの LED 化による CO₂ 削減見込み量

削減見込み電力使用量: 198,099 kWh

電力排出係数: 0.435 kg-CO₂/kWh

$198,099 \text{ kWh} \times 0.435 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh} = 86,173.065 \text{ kg-CO}_2$

- 【合計 CO₂ 削減見込み量】

玉東町武道館と保健センターの LED 化による合計の CO₂ 削減見込み量は、 $2,351.175 \text{ kg-CO}_2 + 86,173.065 \text{ kg-CO}_2 = 88,524.24 \text{ kg-CO}_2$

したがって、玉東町武道館と保健センターの LED 化により、年間約 88,524 kg-CO₂ の二酸化炭素排出量削減が見込まれます。

- 公用車燃料使用量削減目標:

基準年度(令和 2 年度)と比較して、令和 12 年度(2030 年度)までに公用車の燃料使用量を 10%削減します。

- 再生可能エネルギー導入目標:

太陽光発電設備の導入ポテンシャル調査の結果、新規設置にふさわしい箇所は現状確認されていませんが、再生可能エネルギー由来電力の導入(購入等)については引き続き検討・推進します。

第5章 進行管理

1. 推進体制

町民や事業者に対して計画と毎年度の結果の広報

町長

計画や毎年度結果の承認

課長会議など

計画や結果、評価、対策の検討

全職員

集計担当職員

適切な取組み 毎月の電気や燃料使用量の集計

事務局(町民福祉課)

計画作成と毎年度取組結果のまとめ

町長:計画と毎年度の取組結果、評価、対策を承認し、公表することを課長会議や事務局に指示する。

課長会議:計画原案及び毎年度の取組結果、評価、対策について検討し、町長に具申する。

事務局:計画更新時に計画原案を作成し、課長会議に提出する。

毎年度の取組結果をまとめ、評価し、対策案をまとめる。

全職員:業務遂行において、「具体的取組み」を行い習慣化する。

集計担当職員:

電気の集計、自動車燃料の集計のため、報告用帳票を用いて毎年事務局に報告する。

2. 進行管理(PDCA)

計画の進行管理(PDCA)のため、毎年度の取組結果をまとめ、評価し、次年度に必要な改善を行います。

また、計画期間最終年度までに計画期間内の取組状況を分析、評価し、次の計画期間の新たな目標や取組内容を検討し、計画を改定します。

月項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適切な取組み(全職員)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
月使用量集計/報告(担当職員)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年間使用量集計(事務局)	○	○										
取組結果報告案作成(事務局)			○									
取組結果検討/具申(課長会)				○								
結果の承認(町長)					○							
結果の公表					○	○						
※次期計画案作成(計画年度末)										○	○	

※次期計画案の作成は、計画期間の末年度に実施します。

3. 公表

取組結果は、ホームページや町民向け広報紙等で毎年度公表します。

以上

別紙:玉東町地球温暖化対策実行計画事務事業編(令和8年度～
令和13年度)変更点概要

この変更点概要は、元の「玉東町地球温暖化対策実行計画事務事業編(R3-R7)」から、今回更新された「玉東町地球温暖化対策実行計画事務事業編(令和8年度～令和12年度)」への主な変更点をまとめたものです。

1. 計画期間の変更

- **変更前:** 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)
- **変更後:** 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

2. 第1章 基本的事項 1. 目的への追記

- **追加:** 令和5年5月に供用開始した役場新庁舎が、市町村役場では全国初の『ZEB』認証を取得したことを追記しました。これは玉東町の先進的な取り組みを示すものです。

3. 第1章 基本的事項 2. 対象範囲における対象施設の変更

- **変更:** 観光案内所ふらつとぎよくとう及びゆめステーションこのはについて、施設の用途変更や現在の利用状況を鑑み、本計画の対象施設から除外する旨を追記しました。それに伴い、「表1 計画の対象施設」からも該当施設を削除しています。

4. 第3章 CO2削減目標 1. 背景の更新

- **追加:** 熊本連携中枢都市圏が2020年1月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを共同宣言している旨を追記しました。これにより、国や県の目標と整合性を図り、玉東町としての取り組みの重要性を強調しています。

5. 第3章 CO2削減目標 3. CO2削減目標の変更

- **変更前:** 2030年度のCO2削減目標は基準年度(令和2年度(2020年度))比10%削減
- **変更後:** 2030年度のCO2削減目標は基準年度(令和2年度(2020年度))比50%削減
 - 国や熊本県の目標、熊本連携中枢都市圏の「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」という長期目標を踏まえ、玉東町としてより意欲的な削減目標を設定しました。基準年度は令和2年度(2020年度)を維持しています。

6. 第 4 章 目標達成に向けた取組み 1. 方針への追記

- **追加:** 役場新庁舎の ZEB 認証取得が、事務事業における温室効果ガス排出量削減を強力に推進する姿勢を示すものであることを追記しました。

7. 第 4 章 目標達成に向けた取組み 2. 具体的取組み【機器の更新】の追加・具体化

- **追加:** 「再生可能エネルギー由来電力の導入検討」を追加しました。
 - 脱炭素社会の実現に向け、省エネ・節電だけでなく、積極的に再生可能エネルギーの導入を検討することで、より効果的な温室効果ガス排出量削減を目指します。
- **具体化:** 「照明器具の LED 化推進」の項目に、以下の施設名を明記しました。
 - 玉東町武道館の LED 化
 - 保健センターの LED 化

8. 第 4 章 目標達成に向けた取組み【定量的な目標設定】の追加

- **新規追加:** 2030 年度の CO2 排出量 50%削減(基準年度(令和 2 年度)比)の達成に向けた、具体的な定量目標を設定しました。
 - **電力使用量削減目標:** 基準年度(令和 2 年度)と比較して、令和 12 年度(2030 年度)までに電力使用量を 50%削減。
 - **公用車燃料使用量削減目標:** 基準年度(令和 2 年度)と比較して、令和 12 年度(2030 年度)までに公用車の燃料使用量を 50%削減。
 - **再生可能エネルギー導入目標:** 太陽光発電設備の新規設置は難しい現状を踏まえつつ、再生可能エネルギー由来電力の導入(購入等)については引き続き検討・推進する旨を記載。